

コロナ対策

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時特別給付金（基本給付・追加給付）を支給します。

内容により申請が必要になるものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

●支給対象世帯

ひとり親世帯のうち、次のいずれかに該当する人
 ※所得制限あり。

※基本給付の①以外は申請が必要です。

〈基本給付〉

- ①ことし6月分の児童扶養手当が支給される人（申請不要）
- ②公的年金などの受給により、ことし6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の支給水準と同水準になっている人

〈追加給付〉

- ①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が減少した人

●支給対象児童

18歳になった年の年度末（一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童

●給付額

基本給付 1世帯当たり5万円、第2子以降の支給対象児童1人につき3万円

追加給付 1世帯当たり5万円

●申請方法

詳しくは市ホームページ（QRコード）をご覧ください、お問い合わせください。

●支給方法

申請受付後、順次口座に振り込みます。



問合せ●子育て支援課（TEL262・9041）

経済対策

Fight! ふじみ野 ③つのプロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響による市内消費の縮小を打開するため、市内事業者の皆さんを支援する3つのプロジェクトを新たに実施します。また、申請サポート事業（市臨時支援金、持続化給付金、家賃支援給付金）を引き続き行っています。

vol.1 ポイント15% 還元キャンペーン

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う市内消費の縮小を改善するため、市内事業所の利用を増進させるとともに、キャッシュレス化に対応できる事業所を増やすことで、緊急的支援および持続的な事業所経営を支援します。

期間 8月1日(土)～31日(月)

還元ポイント 15%（登録事業所でキャッシュレス決済で会計した利用者に対しポイントを付与）

付与上限 利用1回につき1,000円相当、期間中上限5,000円相当まで

対象事業所 市内のPayPay加盟事業所約400店舗（大型店を除く）

総事業費 3,600万円



※利用1回につき1,000円相当まで還元。
 ※期間中上限5,000円相当まで。

vol.2 プレミアム付商品券

市内消費の循環および家庭での消費支出を援助するため、プレミアム付商品券を発行します。

プレミアム率 30%

額面 1冊1,000円×13枚つづり（共通券5枚、地元応援券8枚）を1万円で販売（1人2冊まで購入可能）

発行総額 3億9,000万円

販売方法 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、郵送申込み後に抽選販売（当選はがきを持参し、指定販売所で現金で購入）

申込方法 8月14日(金)（当日消印有効）までに、今月号と同時に配布したチラシに印刷された応募用紙に必要事項を記入し、はがきに添付して郵送する。

※詳しくは、同時配布したチラシをご覧ください。



10,000円で販売

※抽選販売。
 ※1人2冊まで購入可。

vol.3 ふじみ野「福」バル（街バル事業）

市内街バルイベントのバルチケットを購入した人に「ふじみ野市プレミアム付商品券」1,000円分を進呈します。ことしで第9回目となるこのイベントを、例年以上に盛り上げていきます。

※ふじみ野「福」バルは、11月の4日間を予定しています。



問合せ●産業振興課（TEL262・9023）

給付・支援

特別定額給付金・小規模事業者等臨時支援金の申請はお済みですか

●特別定額給付金（1人当たり10万円の給付金）

受給を希望する人は、期限までに忘れずに申請してください。申請書をお持ちでない場合は、ご連絡ください。

申請期限 8月18日(火)（当日消印有効）

●小規模事業者等臨時支援金

対象となる事業者の方は期間内に申請してください。ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

申請期限 8月31日(月)（当日消印有効）

問合せ●特別定額給付金＝経営戦略室（TEL262・9000）

小規模事業者等臨時支援金＝産業振興課（TEL262・9023）

協定締結

空家対策、住宅耐震化等相談の協定を締結

●空家等対策の推進に関する協定

ふじみ野市資源リサイクル協同組合と協定を締結しました。この協定は、空家等の敷地内に残された物の処理に関する相談などがあった場合、それらの処分をスムーズに行うための協定です。「市内に土地

勘のない空家所有者が、敷地内に残された物の処分に困り、それがもとで管理不全になってしまう」などのケースを防止します。



●住宅耐震化・リフォーム相談事業に関する協定

埼玉建築士会入間第一支部と協定を締結しました。住宅の耐震化の必要性を市民に周知し意識の向上を図ることで、耐震化を促進することを目的とした協定です。住宅の耐震化やリフォームを考え

ている市民の皆さんに対し、建築士による市役所内での定例相談会や公民館などでの出前相談会を実施します。



問合せ●建築課（TEL262・9043）